入札説明書

令和7年札幌市告示第2199号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年5月26日

2 契約担当部局

〒065-0033 札幌市東区北 33 条東 18 丁目 1-6 札幌市東区土木部維持管理課事務係 電話 011-781-3521 FAX 011-784-6418

3 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 連絡用自動車借受
- (2) 借入件名の特質等 仕様書による。
- (3) 借入期間及び納入期限

ア 借入期間 令和7年10月1日~令和12年9月30日(60ヶ月) イ 納入期限 令和7年10月1日(水)8時45分まで

(4) 借入場所

〒065-0033 札幌市東区北 33 条東 18 丁目 1-6 東区土木センター 札幌市東区土木部維持管理課

(5) 入札書の記載方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4~7 年度札幌市入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独 での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 67 条第 1 項又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 64 条第 2 項の規定により選任された

管財人を現に兼ねている場合

- (7) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。
- (8) 仕様書に示す同等品で入札する場合は、発注課で確認した同等・規格確認書を提出できる者であること。
- (9) 札幌市又は国や地方自治体と自動車借受契約の履行実績を有すること。

5 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問することができる。 ア 質問方法 添付様式により作成し、持参又はファクシミリにより提出すること。な お、ファクシミリ送信後は、電話で着信確認すること。

イ 質問先 上記2に同じ。

ウ 質問期限 令和7年5月30日(金)午後5時15分

(2) 回答について

回答文については、上記2の場所及び東区ホームページ上で公開する。したがって、質問を提出する前に、必ず東区ホームページ上に同様の質問及びその回答が掲載されていないかを確認すること。

6 入札書の提出方法等

(1) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

上記2に同じ

(3) 入札書の提出方法

入札書は持参又は送付により提出すること。

ア 持参する場合は、入札書を封筒に入れ封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名 称又は商号)、開札日時及び調達件名を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提 出すること。

イ 送付する場合は、二重封筒とし、外封に開札日時及び調達件名を記載し、上記2あて に入札書の受領期限までに提出すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- エ 代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。
- (4) 入札書の受領期限

令和7年6月5日(木) 午前10時00分(必着のこと。)

(5) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号及び住所 並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名 を含む。)をしておくとともに、入札時に代理委任状(添付様式)を提出すること。

- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (6) 開札の日時及び場所

令和7年6月5日(木) 午前11時00分 札幌市東区土木センター 会議室

(7) 開札

- ア 入札者又は代理人で希望する場合は、開札に立ち会うことができる。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに

応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (8) 入札の無効
 - ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
 - イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出 の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかっ たときは、当該入札は無効とする。
- (9) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、一般競争入札を公正に執 行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、一般競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、 札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類(別記1参照)を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、関係 職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し 出ることはできない。
- (4) 落札者の決定方法
 - ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の 価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を 行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札 者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事 後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類(別記1「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、 最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を 行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに契約保証金を納付しなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (6) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年 法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費 税免税事業者申出書(共通-第14号様式)を提出することとする。

- (7) 契約書の作成
 - ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わ すものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後 とする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者 が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印 するものとする。
 - ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方 に送付するものとする。
 - エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (8) 契約条項

添付様式契約書(案)のとおり。

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし送付又は電送によるものは受け付けない。